

日本産業看護学会 評議員および役員選出に関する規約

第1条 本規定は日本産業看護学会定款第14条および第15条に基づき、本学会評議員ならびに役員を選出について必要な事項を定め、適正な役員等の選出を行うことを目的とする。

選挙管理委員会

第2条 選挙に関する事務は選挙管理委員会（以下委員会という）が行う。

2. 委員会の委員は、理事会推薦により理事2名と正会員若干名をもってこれにあてる。
3. 委員長は委員の互選による。
4. 委員会は、評議員選挙、理事選挙を管轄する。
5. 委員の任期はこの当該選挙の終了までの期間とする。
6. 委員会は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
7. 選挙人名簿および被選挙人名簿を委員会で作成し、正会員配布する。作成にあたっては、登録に基づく住所による。
8. 前各項に定めるものの他に、委員会の運営に必要な事項については委員会が定める。

評議員選挙

第3条 選挙人名簿作成時現在、会費を納入している正会員は評議員の選挙権を有する。

第4条 前条の正会員は評議員の被選挙権を有する。

第5条 選挙は郵送法無記名投票により行う。

第6条 選挙期日は、委員会で決定し、正会員に告示する。

第7条 当選人が定まった時は、委員会は当選人に当選の旨を通知し、その承諾を得て理事会に報告し、総会で承認を得る。

第8条 当選人が辞退したときは、次点の者から順に繰り上げて当選人とする。

理事選挙

第9条 理事は評議員から選出する。

2. 選挙管理委員会は、評議員選挙の結果を受け、評議員候補者を理事選挙権および被選挙権があるものとする。なお、当該選挙において、評議員候補者は理事候補者5名を選ぶことができる。
3. 選挙管理委員会は、得票上位者より選挙理事候補者10名を選出する。
4. 推薦理事候補者は、地域を考慮して指名することとする。
5. 理事候補者は、総会で承認を受け、理事となる。

(付則)

- 1 選挙実施方法は細則に定める.
- 2 本会則の変更は、総会の議決による.
- 3 本会則は第2回目の評議員および理事の選任時から施行する.